

沼田市地域包括支援センター利用 重 要 事 項 説 明 書



1 事業所の概要

(R6. 4. 1)

事業所名	ヌマタシティキボウカツシエンセンター 沼田市地域包括支援センター	
所在地	〒378-0053 沼田市東原新町 1801 番地 72	
電話番号/FAX 番号	TEL 0278-22-1112	FAX 0278-25-3127
介護保険の指定番号	1000600013	
指定年月日	平成18年4月1日	

2 事業の目的と運営方針

目的	利用者が、介護予防に資する保健医療サービスまたは福祉サービスの適切な利用等をできるよう、介護予防サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメント業務等を行ないます。
運営方針	<p>(1) 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(3) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(4) 利用者及びその家族に対して、介護予防サービス計画に位置づける介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を介護予防サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能であることの説明を行います。</p> <p>(5) 沼田市、地域包括支援センター、市社協、居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等の連携に努めます。</p> <p>(6) 沼田市地域包括支援センターで適当と認めた指定居宅介護支援事業所へ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を委託します。</p>

3. 職員の体制に関する事項

所属する 担当職員 の人数構成	管理者	1人
	保健師	3人
	社会福祉士	2人
	主任介護支援専門員	2人
	介護支援専門員	3人
	看護師	2人
	事務職員	1人

4. サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応時間)	月～金曜日 休日	午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
サービス提供地域	沼田市内	
サービス提供を行なう担当職員	サービス提供時に、当事業所および指定居宅介護支援事業所のいずれかにおいて担当職員を決定します。サービス提供を行なう事業所については、契約者と協議の上決定します。	
担当職員の交代	事業者からの交替	事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。担当職員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
	ご契約者からの交替の申し出	選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の担当職員の指名はできません。
損害賠償保険について	沼田市地域包括支援センター(以下、「事業者」とする)の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。	
苦情・相談対応窓口の名称・連絡先	事業所に設置された苦情・相談窓口	管理者 沼田市地域包括支援センター長 電話番号 0278-22-1112
	行政機関に設置された苦情・相談窓口	名称 沼田市健康福祉部介護高齢課 電話番号 0278-23-2111
	国保連苦情・相談対応窓口 (介護サービス苦情相談窓口)	名称 群馬県国民健康保険団体連合会 電話番号 027-290-1323
	その他苦情機関	名称 群馬県社会福祉協議会 電話番号 027-255-6033
	事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び総合事業等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

秘密の保持	担当職員は、業務上知りえた利用者やその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、介護予防サービス等を円滑に実施するために行なうサービス担当者会議等において必要な場合には、事前に同意を得た上で個人情報を使用させていただきます。		
その他	指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。		
利用料	基本的に利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合もあります。		
サービス提供の終了について	サービス提供の終了	(1)利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は、要介護と認定された場合又は基本チェックリストによる総合事業対象が対象外と認定された場合 (2)利用者が介護保険施設等に入所した場合 (3)利用者が他の市町村に転出した場合 (4)利用者が死亡した場合	
	利用者による契約	利用者は、担当職員が利用者又はその家族に対して、生命・身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不诚信行為を行なった場合、サービス提供の利用を解約することができます。	
	事業者による契約	事業者は、利用者又はその家族が担当職員に対して、生命・身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不诚信行為を行う等の場合、文書で通知することにより、サービス利用の提供を解除することができます。	

沼田市地域包括支援センター 担当者名

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日 (説明者)

事業所名

氏名

介護予防支援サービスについてのご説明

沼田市地域包括支援センターが、利用する方に提供するサービスは、次のとおりです。

1. 提供するサービス

- 1) 介護予防サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメント業務
- 2) 介護予防サービス事業者等との契約締結に関する必要な援助
- 3) 関連事業者等の連絡調整
- 4) 給付管理票の作成・提出
- 5) サービス提供の効果判定

2. サービス提供の目的

サービスの提供にあたっては、利用する方の要支援状態の軽減もしくは、悪化の防止につながるように、適切にサービス提供します。

3. 介護予防サービス・支援計画書の作成から、サービスをご利用いただくまでの手順は次の通りです。

①担当者がご自宅を訪問し、利用するご本人やご家族から、健康状態や生活状況、サービスに対する要望などのお話を伺います。

②利用する人の同意を得て、主治医へ意見をお尋ねすることがあります。

③利用するサービスが円滑に提供されるよう、サービス提供事業者が集まり、打ち合わせ会（サービス担当者会議）をします。

④介護予防サービス・支援計画書の内容、利用料などについて説明し、利用するご本人やご家族の同意が得られた後、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。

⑤サービスをご利用していただけます。